

議案議第 1 号

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 提出

鹿児島県議会議会運営委員長 寺田洋一

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 18人 | 」を

「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 19人 | 」に、

「 | 日置市 | 2人 | 」を

「 | 日置市 | 1人 | 」に改める。

附則第4項中「18人」を「19人」に改め、「 | 2人 | 」と、」の次に

「 | 日置市 | 1人 | 」とあるのは

「 | 日置市 | 2人 | 」と、」を加える。

附 則

この条例は、令和5年3月30日以後に行われる一般選挙から施行する。

（提案理由）

令和2年国勢調査結果を踏まえ、公職選挙法第15条の規定に基づき、鹿児島県議会議員の選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、所要の改正をしようとするものである。